



青森県報

号外第八十四号 平成十三年九月二十八日（金曜日）

目 次

規 則

- 青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則……………（水産振興課）：一
- 青森県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則……………（ 同 ）：一

規 則

青森県規則第八十一号

青森県内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

青森県内水面漁業調整規則（昭和四十八年八月青森県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「同条第十二項」を「同条第十一項」に改める。

附 則

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

青森県知事 木村守男

青森県規則第八十号

青森県海面漁業調整規則の一部を改正する規則

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年一月青森県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「若しくは同条第十一項」を「同条第十一項の規定に基づく命令、同法第六十八条第一項の規定に基づく指示若しくは同条第四項において読み替えて準用する同法第六十七条第十一項」に改める。

この規則は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則